

## 県外との往来に係るガイドライン（学部生）

令和3年8月4日（改定）  
県立保健医療大学

本学学部生の県外との往来について、令和3年8月4日より、下記のとおり取り扱うこととします。

### 記

#### 1 健康状態及び行動の記録

行動を見える化することにより感染リスクを低減することと併せて、御自身に感染の可能性が生じた場合の検討資料とするため、滞在場所（県内・県外）に関わらず、「健康・行動記録票」（様式別添）に毎日の体温と体調、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の確認結果及び行動履歴を記録してください。

#### 2 感染の危険性が高い都道府県（以下「感染拡大地域」という。）の判断基準について 感染拡大地域は次のとおりとします。

- 政府による緊急事態宣言の対象区域及びまん延防止等重点措置の対象地域（同宣言対象期間中に限る）
- 「直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数（都道府県別）」が15人以上（政府のステージⅢの指標）となっている都道府県

※ URL：<https://hazard.yahoo.co.jp/article/20200813#number> 参照

#### 3 県外との往来について

原則として、感染拡大地域への往来は行わないでください。また、感染拡大地域以外の地域との往来についても、感染力の強いデルタ株などの変異株を厳重に警戒する必要があるため、帰省、旅行等の都道府県をまたぐ移動は、感染状況を踏まえ、ご家族や友人とも相談し、慎重に判断するとともに、移動する場合は十分に注意してください。

##### （1）感染拡大地域と往来する必要がある場合

- ① 事前に、所属学科の担任教員に往来することを報告するとともに、帰県後は、担任教員に「健康・行動記録票」を提出し学科の許可を得るか、2週間自宅待機を行い、健康上の問題がないことを確認した後でなければ、大学構内への立ち入りを許可しません。
- ② 往来先では、立寄先や行動に十分注意していただくとともに、感染防止の3つの基本：身体的距離の確保（三密の回避）、正しいマスクの着用、手洗い・消毒を厳守し、感染防止に努めてください。
- ③ 食事の際は、感染対策が講じられたお店の単独利用及びマスク飲食に留意し、会食はしないでください。

##### （2）感染拡大地域以外の地域との往来について

- ① 帰省、旅行等の都道府県をまたぐ移動は、感染状況を踏まえ、ご家族や友人とも相談し、慎重に判断するとともに、移動する場合は十分に注意してください。
- ② 往来先では、感染防止の3つの基本：身体的距離の確保（三密の回避）、正しいマスクの着用、手洗い・消毒を厳守し、感染防止に努めてください。
- ③ 往来先での会食の際は、感染対策が講じられたお店で、少人数、短時間、マスク飲食を徹底してください。カラオケを伴う店の利用は当面の間禁止とします。このほか、感染の可能性が高いとされる行動は自粛してください。

※ 往来先に滞在期間中に、往来先が、感染拡大地域に該当することとなった場合は、原則として上記（１）と同じ取扱いとなります。

### （３）学外実習の予定がある場合

各実習先の提示する受入条件を充足する必要がありますので、往来の可否及び規制の有無を担当教員に確認してください。

なお、学外実習（生体形態学を除く）の予定がある場合は、感染拡大地域であるか否かを問わず県外との往来を規制される場合があるので、少なくとも実習開始日の２週間前からは、山形県内に滞在するようにしてください。

### （４）本ガイドラインの運用・解釈について

本ガイドラインは原則を示しているものであり、県外との往来について、特段の事情がある場合や不明な点がある場合は、担任又は学科長等に相談してください。

## 4 その他

令和３年３月１０日付け「県外との往来に係るガイドライン（学部生）」は、本件通知をもって廃止します。

以上